別表四付表　記載要領

1　この表は、通算法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に記載すること。

⑴　法第26条第４項（還付金等の益金不算入）の規定

⑵　法第38条第３項（法人税額等の損金不算入）の規定

⑶　法第61条の11第１項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）（同条第８項の規定の適用がある場合に限る。）の規定

⑷　法第64条の８（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定

⑸　令第19条第６項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定

2　「損金経理をした通算税効果額の支払額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）⑵」の欄の記載に当たつては、当該事業年度に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）第38条第３項（法人税額等の損金不算入）に規定する附帯税の負担額の減少額又は同条第４項に規定する附帯税の負担額を支払う場合のその支払う金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

3　「収益として経理した通算税効果額の受取額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）⑺」の欄の記載に当たつては、当該事業年度に令和２年旧法第26条第４項（還付金等の益金不算入）に規定する附帯税の負担額又は同条第５項に規定する附帯税の負担額の減少額を受け取る場合のその受け取る金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

別表四の１１付表の記載要領第四号⑴中「連結所得の金額の計算上損金」を「連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第２条第18号の４（定義）に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額の計算上損金」に改め、同号中「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」の次に「（平成31年法律第４号）」を加える。